大学・研究機関等向け

研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対するチェックリスト

1.全般的な事項

□ 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等との共同研究や交流等（資金、施設・設備・機器等の物品、人材の受入れを含む。）に伴う、利益相反・責務相反が適切に管理されないリスク、技術流出・情報流出につながるリスク、信頼の低下リスク（※）等のリスク（以下単に「リスク」という。）に留意するとともに、必要に応じて機関として適切な対応をとることを求める仕組みがありますか？

- 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合に、相談する窓口はありますか？
- 所属する研究者・職員に対して、機関としてリスクに関する教育・研修を行う機会はありますか？
- 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

※例えば、研究公募への応募において、研究者が、海外では制限が講じられている外国機関との共同研究の情報を提出しなかったことにより、虚偽記載や利益相反を疑われるような事態になり、本人の信頼が低下するリスク

□ 所属する研究者・職員から、研究活動の透明性の確保に係る情報（職歴・研究経歴、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）、外部機関から受けている各種の支援)について、機関の規程等に基づき、報告等を受けマネジメントを行っていますか？

- 研究者・職員から提出された情報について、技術流出等のリスクのレベルに応じて、別途入手可能な情報等との比較など必要な確認をする仕組みがありますか？
- 研究者・職員が何らかの関係を持つ外部機関のリスクレベルが変化した場合に、改めてリスク評価をしなおす仕組みがありますか？

2.外国の機関・大学等との連携・契約や、外国からの報酬・物品の提供に係る手続きに関する事項

□ 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等と連携・契約において覚書(Memorandum of Understanding: MOU)等の書面を交わす際、機関の規程等に

基づき、機関として確認や判断を行うなど適切な手続きを実施していますか？

- 確認の際、書面の提示を求めていますか？
- 確認の際、連携・契約における自らの機関および相手方の参加メンバーの提示を求めていますか？
- 相手方の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
- 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？
- 所属する研究者・職員から、書面を交わす前に相談を受ける窓口は機関内にありますか？

□ 所属する研究者・職員が外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬（※）・物品の提供を受ける際、機関として適切に報告等を受ける仕組みはありますか？

- 所属する研究者・職員がリスクを懸念する場合に、研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？
- 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか

※報酬：奨励金、兼務の給与、賞金、贈答品、寄附金、出張費、講演料、執筆料等

□ 所属する研究者・職員が外国の機関・大学等と長期間にわたって連携・契約している場合、相手方の参加メンバーや共同で行う研究内容に実質的な変化があった場合に、その内容について当該研究者・職員から適切に報告等を受ける仕組みはありますか？

- 外国の機関・大学等との連携・契約に関して、所属する研究者・職員が上述のリスクを懸念するようになった場合に、研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？
- 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？

□ 外国の機関・大学等との書面を交わさない連携や報酬・物品の提供の無い連携を行う場合であってもリスクがあることについて、所属する研究者・職員が認識を深める仕組みはありますか？

- 上述のリスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？

□ 所属する研究者・職員が特定の外国に長期の出張や高頻度な出張を行う場合、その内容・目的を機関として適切に把握する仕組みはありますか？

- 出張先の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
- 研究者・職員から提出された情報について、技術流出等のリスクのレベルに応じて、別途入手可能な情報等との比較など必要な確認をする仕組みがありますか？

□ 外国の機関・大学等と共同で行う研究において、どのような成果物が得られるかを、所属する研究者・職員が適切に理解するよう認識を深める仕組みはありますか？

- 外国の機関・大学等と共同で行う研究の過程において、所属する研究者・職員は、我が国の安全保障や経済・社会に悪影響を及ぼす等の共同研究の目的外使用をされるリスクがあり得ることに留意することができていますか？
- 当該リスクが懸念されるようになった場合に、所属する研究者・職員から相談を受ける窓口はありますか？

3.外国の機関・大学等との連携・契約の相手方に関する事項

□ 所属する研究者・職員が、外国の機関・大学等と連携・契約する場合、その組織や相手方の参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を適切に確認していますか？

- 相手方の組織や参加メンバーについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト、および別途入手可能な情報との比較などによるリスク評価を行っていますか？
- 機関がリスクを懸念する場合に、情報を把握し、対処する仕組みはありますか？